

固定資産税の納税通知書の送付

問合せ 税務課 資産税担当 ☎991-1831

5月上旬に、固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちの方に、令和7年度固定資産税の納税通知書を送付します。

納税通知書に添付されている「土地・家屋課税明細書」に記載の参考税額は、営業・農業・不動産等の所得に係る来年度の確定申告で経費(租税公課)を記載する際に申告参考資料として使用できます。

▶注意事項

- ・免税点未満や非課税の資産は課税明細書に記載されません。所有するすべての資産を確認する際は税務課窓口で「土地・家屋・償却資産名寄帳」を請求してください。
- ・町外にお住まいの方の住所が変更になった際は、ご連絡ください。

軽自動車税(種別割)納税通知書の送付

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します。令和7年4月1日時点のバイク・軽自動車所有者で、5月15日(木)までに納税通知書が届かない方は、町民税担当までご連絡ください。

▶納期限 6月2日(月)

【減免制度】

減免申請は毎年度必要です。減免を受けようとする方は、6月2日(月)までに申請を行ってください。詳細は町ホームページをご確認ください。

【口座振替確認後の軽自動車税(種別割)納税証明書の郵送廃止】

令和5年1月から車検時の軽自動車税(種別割)の納税確認が電子化(軽JNKS)されたことに伴い、納税証明書の提示が不要になりました。詳細は町ホームページをご確認ください。



自動車税(種別割)納税通知書の送付

問合せ 自動車税コールセンター ☎0570-012-229

自動車税(種別割)の納税通知書は、5月上旬にお手元に届く予定です。

▶納期限 6月2日(月)

納税通知書等に記載された地方税統一二次元コード(eL-QR)によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です。また、「地方税お支払サイト」から、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。



地方税お支払
サイト

税金・保険料などの納付・納入について

問合せ 税務課 徴収担当 ☎991-1835

税金・保険料は、納期限内に役場会計室や金融機関、コンビニエンスストアで納めることができます。また、以下の方法を利用すると、納期毎に金融機関などに行く必要がなく、忙しい方に便利です。

▶対象 町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のいずれも普通徴収／固定資産税／軽自動車税(種別割)／保育料

1. 口座振替による納付

指定した預貯金口座から、自動的に納付されるので、納め忘れがありません。

▶申請方法 次の①～④を用意して、取扱金融機関窓口でお申し込みください。

①口座振替依頼書(税務課及び町内の金融機関に据置又は納税通知書に同封)

②納税(納入)通知書 ③預貯金通帳 ④口座届出印

▶取扱金融機関 埼玉りそな銀行／りそな銀行／さいかつ農業協同組合／みずほ銀行／三井住友銀行／栃木銀行／武蔵野銀行／足利銀行／ゆうちょ銀行／城北信用金庫／埼玉縣信用金庫／足立成和信用金庫

2. スマートフォン決済アプリによる納付(保育料を除く)

キャッシュレス決済は、納付書に印字されたバーコードをスマートフォンなどで読み取り、現金以外で納付を行うサービスです。

▶利用可能なアプリの種類 「PayB」、「PayPay」、「d払い」、「auPAY」

3. 「eL-QR」(二次元コード)や「eL番号」による納付

ご自宅のパソコンやスマートフォンを使って、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」からクレジットカードなどによる納付ができます。また、全国の地方税統一二次元コード対応金融機関窓口で納付ができます。詳細は、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

▶対象 町県民税・国民健康保険税のいずれも普通徴収／固定資産税／軽自動車税(種別割)



地方税お支払
サイト